# 特定非営利活動法人島田市スポーツ協会加盟団体に関する規程

（趣旨）

第１条　この規程は、特定非営利活動法人島田市スポーツ協会定款（以下「定款」という。）第６条第１号に規定する団体（以下「加盟団体」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（評議員）

第２条　加盟団体は、評議員２人を選任し、速やかに本会に届出なければならない。

２　評議員の変更についても、前項と同様に届出なければならない。

（提出書類）

第３条　加盟団体は、毎年度６月末日までに、次の書類を提出しなければならない。

（１）当該年度事業助成金交付申請書
（２）前年度事業報告書
（３）前年度収支決算書
（４）当該年度事業計画
（５）当該年度収支予算書
（６）当該年度口座振込依頼書
（７）当該年度加盟団体役員名簿
（８）当該年度登録団体数等内訳
（９）当該年度登録チームの名称、人数及び代表者

２　規約、その他提出書類に変更があった場合は、速やかに届出なければならない。

（入会）

第４条　特定非営利活動法人島田市スポーツ協会（以下「本会」という。）に加盟しようとする団体は、次の書類を提出し審査を受けなければならない。

（１）加盟申請書
（２）事務所所在地及び事務担当者名
（３）団体規約
（４）役員名簿
（５）当該年度の事業計画及び収支予算書
（６）登録チーム数及び人員

（加盟承認後の対応）

第５条　前条により、本会に加盟を承認された団体は、直ちに入会金及び会費を納入するとともに、第２条の規定により評議員２人を選任し、速やかに本会に届出なければならない。

（退会）

第６条　本会を退会しようとする加盟団体は、理由を付した退会申請書を提出しなければならない。

（その他）

第７条　この規程の改廃は、理事会において承認を得なければならない。

附　則

この規程は、令和３年４月１日から施行する。